

(趣旨)

第一条 この規程は、水道局が開設する宇部市水道事業用無線局（以下「無線局」という。）の管理運営に関し、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）その他法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 基地局 陸上移動局と通信を行うため、水道局に開設する無線局をいう。
- 二 陸上移動局 陸上の移動中又はその特定しない地点に停止中に通信を行う無線局をいう。

(管理責任者等)

第三条 無線局に、管理責任者、運用責任者、無線取扱者を置く。

(管理責任者等の職務)

第四条 管理責任者は、無線局の無線設備及び通信の運用状況を常に把握し、効率的な運用がなされるよう統制管理する。

2 運用責任者は、管理責任者を補佐し、その所管する無線局に係る事務を掌理する。

3 無線取扱者（無線従事者並びに無線従事者の指揮を受けて、基地局及び移動局の通信に従事する者）は、管理責任者の命を受け、当該無線局の操作、管理及び保全の業務に従事する。

(担当職員の指定)

第五条 前条に規定する担当職員は、次に定める職にある者とする。

- 一 管理責任者 総務企画課長
- 二 運用責任者 上水道整備課長

(無線取扱者)

第六条 無線取扱者は、無線局の操作に当たっては運用責任者の指示に従い、責任をもって適切な操作、取扱いを行うとともに無線機の運用に支障が生じた場合は、運用責任者の指示を受け、適切な措置を講じなければならない。

(無線局の構成)

第七条 無線局は、基地局及び陸上移動局で構成する。

(通信の原則)

第八条 通信は、水道事業施設の保全に関する事項の処理に利用されなければならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(秘密の保持)

第九条 無線通信の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(基地局の指示)

第十条 基地局から指示を受けた移動局の無線取扱者は、直ちにその指示に従わなければならない。ただし、従わないことにつき正当な理由がある場合は、この限りではない。

(遵法措置)

第十一条 無線取扱者は、電波法等関係法令に違反することのないよう常に細心の注意を払わなければならない。

(無許可変更の禁止)

第十二条 無線設備の内容、形状及び位置は、管理責任者の許可を得ないで変更してはならない。

(研修)

第十三条 管理責任者及び運用責任者は、相互に協力して次に掲げる事項を無線取扱者に対して研修を行うものとする。

- 一 電波法令の改正事項及び具体的措置又は対応の方法等
- 二 中国総合通信局の指導事項

(無線局の保全)

第十四条 無線局の機能を果たすため、無線機器の取扱にあたっては、丁寧と清潔を旨とし、火気、冠水及びほこりから保護されるよう機器の保全に細心の注意を払わなければならない。

(無線設備等の点検)

第十五条 管理責任者は、無線設備保全のため、定期点検を年一回以上実施しなければならない。

(通信のモラル)

第十六条 無線局の通話は、語句を区切り、かつ、簡潔明瞭を旨とし、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 虚偽の通話をすること。
- 二 暴言を吐き又は論争すること。
- 三 他局の通信を妨害すること。
- 四 わいせつな通話をすること。
- 五 私用の通話をすること。
- 六 送話をしないのに、みだりに送信器を操作すること。
- 七 他局の通話中に割り込み通話をすること。
- 八 移動範囲外において通話をすること。

(運用時間)

第十七条 無線局の運用時間は、原則として勤務時間内とする。ただし、緊急業務のため運用する場合はこの限りではない。

(運用方法)

第十八条 基地局は無線局の運用にあたって所属移動局に対し通信の統制をとるものとする。

2 無線局は通信事項の範囲内であつて、かつ、業務上必要な場合に限り運用するものとし、呼出に対しては必ず応答しなければならない。

3 通信にあたっては、次に掲げる通信の原則を守らなければならない。

- 一 必要のない通信を行ってはならない。
- 二 使用する用語はできるだけ簡潔でなければならない。
- 三 自局の呼出名称を付してその出所を明らかにしなければならない。
- 四 通信上で誤りを知った場合は直ちに訂正しなければならない。

4 通信が繁忙、あるいは他免許人との混信が生じた場合は、運用責任者が通信制限を指示し、必要な通信の復元を図るとともに、他免許人の通信の妨げに留意しなければならない。

ない。

(備付書類)

第十九条 無線局に備え付けを要する業務書類は、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の定めるところによる。

(故障報告)

第二十条 無線取扱者が無線設備に故障等の異常があることを発見したときは、速やかにその状況を運用責任者に報告するものとする。

(混信、雑音等の報告)

第二十一条 無線取扱者が異常な混信雑音等を認めたとときは、速やかに運用責任者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた運用責任者は、混信雑音等の録音及び発信源の探求に努めるとともに、管理責任者に速報して指示を求めるものとする。

(非常通信の実施報告)

第二十二条 無線取扱者が非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において有線通信を利用できないか、又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信をいう。）を行ったときは、速やかにその状況を運用責任者に報告するものとする。

(その他)

第二十三条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理運用について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局無線局管理運用規程の廃止)

2 宇部市上下水道局無線局管理運用規程（平成二十六年管理規程第二十号）は、廃止する。